

アジアにおける核不拡散と保障措置

インドから見た国際・地域開発, NPT, および IAEA 保障措置制度の役割

S.K. シン¹⁾

いくつかのアジアの国々が過去何年かの間、核不拡散条約 (NPT) への加盟を渋ってきたことが国際社会や国際原子力機関 (IAEA) を心配させてきた。しかし、この状況が、ここ2〜3年における世界、特にアジアに生じた大きな変化のために変わってきた。今や、NPT に加盟したが、そんな条約はないがごとくに動いているいくつかの国々が国際社会を心配させているのだ。

イスラエルとパキスタンは条約に調印しておらず、イラク、イラン、北朝鮮は調印してからかなりの時が経っている。カザフ共和国が旧ソ連が加盟国として約束した義務に拘束されるか否かについては国際法の専門家の間にも意見が分かれている。なにはともあれ、カザフの外務大臣は同国が国際連合の一員となった後では、NPT に加盟することを拒否しないことを表明している。

原子力の平和利用を取り扱うことが IAEA に委任された権限である。その憲章にはどこにも「拡散」とか「不拡散」と言ったことは述べられてないし、その表現も使われていない。IAEA が設立された 1957 年から、NPT が話し合われ、それへの調印が求められることにな

った 69 年までの間、フランスと中国もまた核兵器保有国となった。NPT が話し合われる前に米国、ソ連、英国は核兵器を開発、配備していたことも思い出されよう。

(IAEA 文書 INFCIRC/66 に含まれている) 保障措置制度は NPT が調印される前に IAEA が草案を創っていた。NPT が発効してから、この制度はかなりより厳しくなった。今や、IAEA 加盟国が不拡散について取る責任や義務もうたっている。

文書 INFCIRC/153 には IAEA の NPT 調印後の保障措置がうたわれている。この文書は 72 年 2 月に IAEA 理事会により最終的なものにされた。これは NPT 第 3 条を考慮にいれており、第 3 条には、要求されている保障措置は「その国の領土内、その管轄内での、あるいは、どこであれその管理下で実施される、すべての平和利用の原子力活動におけるすべての原料物質、あるいは特定の核分裂性物質に適用されるものとする」と規定されている。

NPT の目的が世界から核兵器の災いを取り除くためであるとしたら、なぜいくつかの国々は核兵器保有を彼らだけの独占的で正当な権利と主張し続けるのであろうか。しかも、IAEA は彼らに反駁していない。彼らが恐ろしいからとて正しい論理を消すことはできない。核兵器の水平拡散 (核保有国の増加) が絶対的に必要であると一部の国々が言っているから、多くの国から科学上や技術上の自由をなくさないよう

1) シン氏はインドの元外務大臣で、オーストリア大使も務めた。1982-85 年の間、IAEA 理事会のインド理事。
2) IAEA Bulletin, Vol.24, No.3 (1982) 記載の L.W. ヘロンによる「保障措置と不拡散についてのある法律家の見解」を参照。



にすべきである、と言った論理を世界は受け入れることはできない。

ここで、IAEA 自身は NPT の加盟当事者ではないと言うことも留意すべきである。しかし NPT 加盟国は、NPT それ自身にもとずき IAEA と締結する義務のある必然的な保障措置協定により、IAEA に対して責務を負っている。

ほとんどの国際法専門家は 1945 年、日本に落とされた原爆は国際慣習法からは違法であると考えてきた。国際法は、戦闘員と非戦闘員、

軍事目標とその他の目標を区別しない毒物兵器の使用を禁止し、(住民の皆殺しと言った) 人類に対する犯罪を禁止し、民間人の防護を主張し、自己防衛のいかなる行き過ぎも認めていない。核兵器をこれ以上使用することを禁止し、そうする過程で、この技術を利用しないことにすると言った考えがあった。しかし、L.W. ヘロン氏が言うように、その時代の風潮からしてその技術を閉じ込めたままにして置くには、それは魅惑的でありすぎたし、そのパワーは誘惑的であった。²⁾

IAEA の保障措置査察官(中央)が、原子力発電所で新しい燃料要素をチェックしているところ。

旧ソ連と英国が核兵器を保有する前のある時点で、米国を一方的に核兵器廃絶に向かわせるように説得することができるように思われたことがあった。

しかし、この拡散が一旦生じると、まず1国の核保有国から、それが3国になり、そして5国になると言った場合になり、世界は拡散がもはや手に負えないものになったことを知った。こうなってから初めて既存の核保有国は水平拡散（核保有国が新たに増えること）の考えに強く反発するようになった。それゆえ、NPTが生まれた。そして、IAEAがNPTにもとづく責務の実施にかかわるようになったのである。

こう言った背景を思い起こすことも有益である。

最近の核開発

変動する世界は最近の2年間にアジアで多くの核開発の例を見てきた。

イスラエルは今や事実上の核兵器保有国となってからかなりの時がたつ。湾岸戦争終了時に、NPTの調印国であるイラクが核兵器製造に必要な資材を密かに入手する方向にどの程度動いていたかが明らかになった。実際、イラクに対する連合国側の勝利がなかったら、イラクが核兵器保有に密かに向かっていたことの多くの証拠が発見できなかったであろう。西側の情報によれば、パキスタンは中国からアドバイスや支援を受け、核兵器製造の一手手前まで来ているという。米国議会がパキスタンに対する経済・軍事援助のための資金を承認する前に、プレスラー修正条項にもとづき必要とされる証明をブッシュ大統領は同国に与えることを拒否せざるを得なくなった。今では、パキスタンの外務大臣は同国が意のままに核爆弾を製造できることを認めている。これまたNPTの調印国で

ある北朝鮮も核兵器能力の獲得にかなり近づいていると思われる。

旧ソ連が崩壊してから、その共和国は独立国となった。これら共和国はある種の、特定な分野においてある程度の統一した目的や機能を保ち続けたいとしている。すべての共和国は自国の領土内にあるすべての核兵器をエリツィン大統領率いるロシア共和国の領土に移転することを約束している。しかしながら、カザフ等のいくつかの共和国からの移転が遅れており心配されている。

アジアのこう言った状況の中で国際社会が直面する問題はIAEAの保障措置制度にかかわるものではなく、むしろ不拡散にかかわるものである。また、この背後には総体的な、そして完全な軍縮に向けて大きく動くと言う国際社会の政治的意志の問題がある。

NPTの前文には国際環境がうたわれ、また、国々が核兵器の製造を止め、現在保有する核兵器を廃棄し、また、国の兵器庫から核兵器とそれらの発射設備ともども取り除くことができるように、各国間の信頼を強化する必要性をうたっている。

こう言ったことはすべて、総合的で、完全な軍縮に関する条約や、厳密で、効果的な国際管理でなされる国際検証制度のもとで、達成されるはずである。冷戦終了とワルシャワ条約機構解体の直後に、それがうまく行ったはずである。しかし、核兵器保有の5カ国が新たな核兵器を維持し、獲得し、また開発したがるということが最大の原因となって、この可能性はすでに消え去ってしまったようだ。過去3年の間、米国と旧ソ連が多岐にわたる軍縮措置について交渉を重ねて重要な手段が取られ、それがこの分野において有意な進展がみられたことを世界は認めなければならない。しかし、これも今や立ち往生しているようだ。

こう言った背景のなかで、核保有国は非核保有国に対して自分たちがすでに保有しているものを持たないように忠告しており、問題全体が

2) IAEA Bulletin, Vol.24, No.3 (1982) 記載のL.W.ヘロンによる「保障措置と不拡散についてのある法律家の見解」を参照。

なにか非現実的で、徒労的なものになっている。これをすべて飲み込み耐えろと言うことは、ロシア共和国が旧ソ連の核兵器の数量測定に誤りがあると素直に認めるに至っては、なおさら困難である。専門家によると、この誤りは20%にも及ぶ可能性がある。

さらに、これら数え間違いの兵器の一部が無責任な国々の手にわたる疑いについてはどうだろうか。パキスタンやイラクの秘密裏の核兵器計画から、NPTの非調印国もさることながら調印国も、それぞれの野心的な核兵器計画を実施するために、いかにアドバイスや支援、核物質を受けることができるかを示している。核物質、アドバイス、支援といったものは核分野で進んで行われており、しかもNPTの調印国かあるいはその規定を守ると約束した「国々」からそれらが来ていることは明かである。核分野においては、政治的な友好関係と言うよりむしろ市場のマジックがその動機として働いているようだ。ある国々の産業人の利益を得たい気持ちや、核兵器への嫌悪に打ち勝ち、約束を破ることの気後れに打ち勝っている。

保障措置とIAEA

われわれは変化の時代ばかりでなく、矛盾の時代も過ごしている。

2大核兵器保有国が大幅な軍縮を行い、そして世界の対立的な状況を解消することに合意している一方、どちら側も総合的な核実験禁止条約に向かおうとの意図や、あるいは、時間的に拘束を受けた枠内で、総体的で、完全な軍縮を達成する必要性を認める意図をも示していない。

世界に新たな安全保障環境ができた。すべての大国はこの新たな環境において自国の核兵器の再編成に関心を抱いていると思われる。しかし、それらの国々は優越したパワーの追求をあきらめることを拒んでいる。

保障措置を強化し、IAEAの権限を高めると主張する論議がある。しかし、これは核拡散問

題の保有国数の増大の点に限定されている。モラルや基本となる考え、科学や技術、経済力さ、そして、軍事的強さといったすべての面が解け合うグレー・ゾーンにかかわる多くの問題に対する容易な答などない。

国際社会の意志を反映したIAEAが、NPTの調印国であるがゆえに、フルスコープ・セーフガードに自らを絞り自らを縛り付けている国々に、どの様にしたら彼らの遵守度をさらに増大できるのであろうか。フルスコープの保障措置の外側に留まっている道を選んでいる中国、パキスタン、インドといった国々の核計画の透明度をIAEAはその憲章にもとづき、どうしたら高めることができるだろうか。保障措置の取らわれている物質が軍事目的に転用されないようにどうしたらできるであろうか。かつて、故H. バーバ博士が用いた言葉を借りるなら、「核保有国に関する保障措置は底のないボートのようなものである。」

中国が現在まで比較的小規模な原子力発電計画を保持してきており、その大部分は核兵器志向のものであることが想起されるかもしれない。同国はほんの2、3の非軍事用原子力施設を保障措置の対象とすることを選んできた。パキスタンのカフタ濃縮プラントは10年近くも運転されてきているが、同国はカフタで濃縮されたウランを利用することのできる原子力発電計画を持っていないことから、この濃縮プラントの目的の正当性を説明することを責められてきた。

IAEAが直面する問題は、その憲章に基づく責務に関するものでなく、NPTによりIAEAに課された役割から生じる責務にかかわるものである。簡単に言うと、問題はIAEAがNPT調印国の密かな施設、あるいは、宣言されていない設備に探知するための組織も、可能性も持たないことである。

NPTが調印されたときに、IAEAに課された責務は秘密の活動を探すことではなく、ただ、宣言された活動が保障措置下に置かれた核

物質が転換されないことを検証することであったことを思い起こすべきである。世界のすべての発電原子炉のたった32%（世界の原子力発電設備合計の約32%を示す）が文書 IFCIRC/153 に規定されている NPT の保障措置の対象となっていることを認めたときに、世界中の原子力発電所に関して IAEA が保障措置を取った物質についての状況が明らかになる。言い替えると、保障措置は各国の原子力活動を取り締まることよりむしろ、NPT にもとづく言質や約束について注意を促すためのものである。

NPT は非核保有国に対して一種の核軍縮をさせようと言うものである。今や、そう言った国々のいくつかは密かに核兵器を持つと試みており、これはフェアなやり方ではない。IAEA 保障措置（153 タイプでも、66 タイプのものでも）により核不拡散を生じさせたい——特に状況はすでに拡散へと動いているところではなおさら——と言う漠然とした望みを国際社会は抱いているようだ。

NPT 加盟国である核保有国、あるいは先進工業国が、非核保有国に核兵器を開発する手助けをすることを防止する手段を IAEA は持ってないようである。あるいはいくつかの核兵器保有国が選択した非核兵器保有国に核兵器の設計書を与えたり、データ設備を実験したりして支援していることは一般に知られている。IAEA は、この種の活動をどのような手順で、あるいは、どのような兵たん学的（ロジスティック）な取り決めを通じてチェックすることができるのだろうか。あるいは国連安全保障理事会がチェックすることができるのだろうか。

実際のところ、小規模ながら、イラクや北朝鮮による核保有国への仲間入りの努力が成功に近づいていることから、IAEA/NPT の規定にもとづき多大の努力の結果、形成し、開発された拡散防止制度が意味を持たず、抜け穴があり、効果がないことが露呈された。台湾がたどっている原子力政策に対しても何年にもわたり苦々しく思っている国々がある。IAEA の保障

措置制度がはたしてきたことがあるとすれば、それは潜在的な拡散を暴くというより、むしろ隠しもの、あるいは、仮面として助ける役割を果たしてきた。

原子力のジレンマ

アジアで世界が直面している原子力のジレンマは核兵器の基本的な違法性に焦点を合わせなければならない。というのは核兵器が恨みを晴らすために使用されたのは、アジアだけだからだ。われわれは、核不拡散の問題が核軍縮や核兵器の除去の問題と関係がないふりはできない。今になっては、核保有国は成熟・進展してきており、自分たちの兵器は自衛のための合法的な手段とは考えられないと宣言できるとの期待がある。

湾岸戦争後の最近の経験からみると、条約に調印し、フルスコープ・セーフガードに自らを縛り付けることが、ある種の国々には改善された透明性を示すのではなく、一種のカモフラージュを与えることになることが明らかである。偽物でなく、真摯な民主主義だけが国際的な約束への遵守を保証するものであるという最終結論へと人は追い立てられつつある。

破壊目的に核技術を使用することを防ぐには IAEA が、5つの宣言した核保有国を含むいかなる国においても、核兵器を保有することには断固反対であると宣言することが不可欠である。しかし、核拡散の脅威はそれでも消えない。

パープロ・ネルーダ（1904-73年；チリの詩人・外交官・ノーベル文学賞受賞者）の詩、「水の詩」のなかの1節を思いだす。

愛しい人よ、あのくすんだ色のバラを折り、夜空の星をしまつて、灰を大地に埋める時。

そして、

目ざしていた人たちと一緒に

朝の光りに、目をさます時。

それがいやなら、夢を見続けなさい。

対岸のない海の、その対岸に行きなさい。